

要介護1・要介護2で申込みの方・・・

平成27年4月から、特別養護老人ホームの入居判定の対象となる方が、原則要介護3以上の要介護者に限定されます。

要介護1又は要介護2の方は、やむを得ない事由がある方のみ、特例的に入居が認められます。

要介護1又は要介護2で入居申込みをされる方は、下記欄に居宅において日常生活を行うことが困難な事由をチェック、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な理由を具体的に記載して下さい。

年 月 日 現在

ふりがな		性別	要介護度
入居希望者 氏名		男・女	要介護1 ・ 要介護2
書類記載者 氏名		続柄 関係	

○居宅において日常生活を行うことが困難であることについてのやむを得ない事由(該当する事項に☑をして下さい)

- 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られること。
- 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- 家族等による深刻な虐待等が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難と認められること。
- 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であると認められること。

○特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な理由を詳しく記入して下さい・・・

☆この書類は本人・家族のほか、入居希望者本人を担当する介護支援専門員など、入居希望者の状況等を十分に把握できる方が記載しても差し支えありません。